

# 弘前学院大学学則

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

第1条 本学は、福音主義キリスト教による人格の完成をめざし、教育基本法及び学校教育法に基づき学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界の平和と人類の文化に寄与することを目的とする。

### 第2節 自己評価等

第2条 本学における教育研究水準の向上を図り本学の目的及び社会的使命を達成するため教育研究及び管理運営等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・自己評価に関する規則は別にこれを定める。

### 第3節 学部構成及び目的と教育目標

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

2 文 学 部 英語・英米文学科、日本語・日本文学科

3 社会福祉学部 社会福祉学科

4 看 護 学 部 看護学科

第3条の2 本学は学科ごとに、人材養成上の目的と教育目標を以下に定める。

#### 文学部

##### 英語・英米文学科

英語圏の言葉、文学及び文化を学ぶことを通して、人間の営みについて考えを深めるとともに鋭い感受性、論理的な思考力及び柔軟な理解力を持った世界で活躍できる人材を養成する。

##### 日本語・日本文学科

日本語や地域の言葉、文学及び文化を学ぶことを通して、人間の営みについて考えを深めるとともに鋭い感受性、論理的な思考力及び柔軟な理解力を持った日本語を扱うプロフェッショナルな人材を養成する。

#### 社会福祉学部

##### 社会福祉学科

様々な生活上の課題に対し、真摯に向き合い、あらゆる知識や技術を傾注し解決を図ろうとする人間性と創造性豊かなソーシャルワーカー等の福祉実践力を持った人材などを養成する。

#### 看護学部

##### 看護学科

次の能力を持った看護専門職としての人材を養成する。

- (1) 倫理観に培われた豊かな人間性と深く人間を理解する基礎的能力
- (2) 医療チームの中で主体的かつ協調的に看護を実践できる能力と看護を発展させる能力
- (3) 社会における看護職の責任を自覚し、リーダーシップを発揮できる基礎的能力
- (4) 看護実践に必要な科学的思考や研究態度を涵養し、根拠に基づいて総合的に判断できる能力
- (5) 自己の能力を評価し、自己成長を目指しつつ社会の変化に対応できる能力
- (6) 国際的視野を持って活動できる能力

### 第4節 修業年限及び学生定員

第4条 本学の修業年限は4年とする。ただし、学生は8年まで在学することができる。

第5条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
文 学 部	英語・英米文学科	50名	200名
	日本語・日本文学科	50名	200名
	計	100名	400名
社会福祉学部	社会福祉学科	50名	200名
看護学部	看護学科	70名	280名
合 計		220名	880名

#### 第5節 教職員組織

第6条 本学に学長、副学長、宗教主任、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

第7条 教職員の定員は別にこれを定める。

第8条 学長は、校務を掌り、所属教職員を統督する。

副学長は、学長を補佐し学長の命により校務を司る。

宗教主任は、建学の精神をにない教育研究における人格形成をささえる。

教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

講師は、教授、又は准教授に準ずる職務に従事する。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

職員は、学長の命を受けて職務に従事する。

(名誉教授)

第9条 学校教育法第68条の3に基づき、本学は名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関する規則は別にこれを定める。

#### 第6節 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第10条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会は、学長、副学長、宗教主任、各学部長及び各学部からの教授3名をもって組織する。

第11条 大学協議会は学長の求めに応じ、次に掲げる事項の連絡調整又は協議を行う。

- ① 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
- ② 予算の方針に関する事項
- ③ 学部、学科並びにこれに準ずるものの設置、改廃に関する事項
- ④ 教員人事の基準、大綱に関する事項
- ⑤ 教員の研究、助成に関する基本的事項
- ⑥ 授業科目の設置、改廃に関する基本的事項
- ⑦ 学生の身分、厚生、指導に関する基本的事項
- ⑧ 各学部、その他の機関、施設の連絡調整に関する事項
- ⑨ 全学的委員会に関する事項
- ⑩ 大学の将来計画に関する事項
- ⑪ その他学長の諮問する事項

第12条 大学協議会は学長が招集してその議長となる。ただし、学長事故あるときは、学長は代理者を指名して議長の任に当たらせる。

第13条 大学協議会に構成員は出席する。ただし、公務及び休暇等で出席できない場合は予め届出る

ものとする。

第14条 大学協議会が必要と認める場合、第10条2項に掲げる構成員以外の者の出席を求め発言させることができる。

第15条 大学協議会に書記を置く。

(教授会)

第16条 学部に学部教授会を置く。

2 学部教授会は、副学長、宗教主任、教授、准教授及び講師をもって組織する。

3 学長は、学部教授会に出席する。

第17条 学部教授会は、学部に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

① 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

② 学位の授与に関する事項

③ 学生の学修評価に関する事項

④ 教育課程の編成に関する事項

⑤ 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

⑥ その他学部長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

第18条 学部教授会は学部長が招集してその議長となる。ただし、学部長事故あるときは、学部長は代理者を指名して議長の任に当らせる。

第19条 教授会に構成員は出席する。ただし、公務及び休暇等で出席できない場合は予め届出るものとする。

第20条 学部教授会に附議しようとする事項があるときは、あらかじめ、その事由を具して構成員5名以上の者が連署し、文書をもって学部長に申請することができる。この場合、議長はこれを議案としなければならない。

2 臨時に教授会の招集を申請する場合も前項に準ずる。

第21条 学部教授会の議長は、必要ありと認めるときは、出席者の過半数の同意を得て議案を追加することができる。

第22条 学部教授会開催の通知は、議案を添えて、少なくとも会議開催3日前までに行うことを原則とする。

第23条 学部教授会が必要と認める場合、第16条2項に掲げる構成員以外の者の出席を求め発言させることができる。

第24条 学部教授会に書記を置く。

## 第7節 研究施設

第25条 本学に、研究施設として図書館並びに研究所を置く。

2 これらに関する規則は別にこれを定める。

## 第8節 保健施設

第26条 (削除)

第27条 (削除)

第28条 本学に保健施設を設け、教職員並びに学生の保健をはかる。

第29条 保健施設に関する規則は、別にこれを定める。

## 第2章 学 部 通 則

### 第1節 学年、学期及び休業日

第30条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第31条 学年を分けて次の2期とする。

① 前期 4月1日より9月30日まで

② 後期 10月1日より3月31日まで

但し、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週とする。

第32条 学年中の定期休業日は次のとおりとする。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 春季休業 3月下旬より4月上旬まで
- ④ 夏季休業 8月上旬より9月下旬まで
- ⑤ 冬季休業 12月下旬より1月上旬まで
- ⑥ 創立記念日 6月25日

2 前項の規定にかかわらず学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第2節 入学、休学、留学、転学、転科、退学、再入学、除籍及び保証人等

第33条 入学は毎年1回、学長が教授会の議を経て許可するものとし、その時期は学年の始めから30日以内とする。

第34条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 高等学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- ⑦ その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第35条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表第十一に示す検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

第36条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、学長が学部教授会の議を経て選考するものとする。

第37条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに別表第十一に示す入学金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編・転入学）

第38条 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、高等学校の専攻科等を卒業又は修了した者で本学に編入学を志願する者があるときは、本学の修業年限から2年以下の期間を控除した期間を本学に在学すべき年数として、学長は学部教授会の議を経てこれを許可することができる。

2 他の大学に在学する者でその学長の許可を得て本学に転入学をする者があるときは、前項に準じて相当年次へ転入学を許可することができる。

3 前二項による編・転入学者がすでに履修した授業科目とその単位数の全部又は一部は、本学において履修すべき授業科目とその単位数として、これを換算又は認定することができる。

4 編・転入学の許可を受けて入学した者の在学年限は、在学すべき修業年限の2倍とする。

（休学）

第39条 病気その他の事由により引き続き3か月以上修学することができない場合は、事由を具して休学を願い出ることができる。

- 2 前項による休学の願い出があるときは、学長はこれを許可することができる。
- 3 休学期間は1年以内とする。ただし特別な事由があるときは通算4年以内において許可を願い出ることができる。なお、編・転入学した者においては通算休学期間を前条4項による修業年限以内とし、再入学した者においては通算休学期間を第43条2項による修業年限以内とする。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。ただし、本学が認めた留学による休学の場合は在学期間に算入することができる。
- 5 休学の事由が終わったときは願い出により復学することができる。

(転部・転科)

第40条 本学の学部の一から他の学部へ転部を志願する者があるときは、学長が両学部教授会の議を経てこれを許可することができる。

- 2 本学文学部の学科の一から他の学科へ転科を志願する者があるときは、学長は学部教授会の議を経てこれを許可することができる。

(転学・留学)

第41条 他の大学へ転学を志願する者があるときは、学長はこれを許可することができる。

- 2 本学と相互に協定を結んでいる外国の大学に、留学を志願する者があるときは、学長は学部教授会の議を経てこれを許可することができる。
- 3 前項の留学の取り扱いについては、別に定める規定による。

(退学)

第42条 本学を退学しようとする者は、その事由を具して正・副保証人連署の上退学願を提出しなければならない。

- 2 前項による退学の願い出があるときは、学長はこれを許可することができる。

(再入学)

第43条 本学を退学後再入学を志願する者があるときは、学長は学部教授会の議を経て、原年次以下の年次に再入学を許可することができる。

- 2 再入学の許可を受けて入学した者の在学年限は、在学すべき修業年限の2倍とする。

(除籍及び復籍)

第44条 次の各号の一に該当する者があるときは、学長は大学協議会の議を経て除籍することができる。

- ① 第4条に規定する在学年限を越えた者
  - ② 授業料その他の納付金の納付の義務を怠った者
  - ③ 死亡又は行方不明の者
  - ④ 第39条に定める休学期間を経過しても復学しない者
- 2 前項の②及び③により除籍となった者で、復籍を願い出る者があるときは、学長は大学協議会の議を経てこれを許可することができる。

(保証人)

第45条 入学を許可された者は、正・副保証人連署の誓約書を指定期日までに提出し、その他本学所定の入学手続を完了しなければならない。

第46条 保証人のうち正保証人は父母又は親族とし、正・副保証人は、いずれも独立生計を営む成年の者で、その学生の在学中本人に係わる一切の事件につき連帯の責任を負い得る者でなければならない。

- 2 保証人の変更、転居、改氏名などはその都度届け出なければならない。

### 第3節 単位の授与

(単位修得の方法)

第47条 一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対しては、所定の単位を与えるものとする。

第48条 学生は履修する授業科目を選んで毎学年の始めに所定の手続きによって登録しなければならない。

第49条 学生は登録手続きを完了した授業科目に限り単位修得の認定を受けることができる。

第50条 各履修科目の単位修得及び全課程修了の認定は、平常の学業及び試験の成績による。

第51条 試験は原則として各学期毎に行い、100点満点とし60点以上を合格とする。

第52条 各履修科目について授業総時数の3分の1を超えて欠席した者は、その科目の単位修得の認定を受けることができない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第53条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位(第56条の規定により修得した単位を含む)については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第56条に規定する学修を、本学において修得したものとして認定することができる。

3 前項の単位認定は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えない範囲で行う。

(単位互換)

第54条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により当該他の大学又は短期大学において修得した単位については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前二項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第55条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項、第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとする者(以下「科目等履修生」という)があるときは、学則第33条にかかわらず、学則第31条に規定する学期の区分に従い、学部教授会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の検定料、入学金、受講料については別表第十一に示すとおりとする。

3 科目等履修生の取り扱いについては、別に定める規定による。

(留学生)

第57条 文学部は外国の国籍を有する入学志願者があるときは、学長は学部教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 文学部と相互に協定を結んでいる外国の大学に在学する学生で、本学での単位取得を希望する者があるときは、学則第33条にかかわらず、学則第31条に規定する学期の区分に従い、学長は学部教授会の議を経て一定期間の在学を許可することができる。

3 前二項の学生に対しては、別表第一に含まれない授業科目を置くことがある。

4 1項及び2項の学生の取り扱いについては、別に定める規定によるほか本学学則第25条、第50条、第51条、第52条、第64条、第65条、第66条、第67条の規定を準用する。

#### 第4節 卒業及び学士の学位の授与

第58条 本学を含む大学に4年以上在学し、本学所定の授業科目及び単位を修得し、教授会において4年の課程を修了したと認定した者に対して、学長は卒業証書を授与する。

2 本学を卒業した者には、次の区別により学士の学位を授与する。

文 学 部 学 士 (文学)

社会福祉学部 学 士 (社会福祉学)

看 護 学 部 学 士 (看護学)

## 第5節 授業料及び入学金

- 第59条 授業料は別表第十一に示すとおり、4月及び10月の2期に等分して納付することを原則とする。
- 第60条 入学（編入）を許可された者は、当該年度の入学金を所定の期日までに納付しなければならない。
- 第61条 前二条に規定する納付金は如何なる事由があっても返還しない。ただし、特待生については別に定める規定による。
- 第62条 休学期間の授業料等については、別にこれを定める。
- 第63条 経済的理由によって授業料の納付が困難と認められる場合、又はやむを得ない事情があると認められる場合、その願い出により授業料を減免し、又は徴収を猶予することがある。

## 第6節 賞罰及び賠償

- 第64条 本学の目的に則り他の模範となる行為のあった学生は、学長は学部教授会の議を経てこれを賞することがある。
- 第65条 本学の学則並びに諸規定に違反し、又は本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に背いた者があるときは、学長はこれを懲戒することがある。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とし、手続きについては別に定める。
- 第66条 前条2項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して命じることがある。
- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - ③ 正当の理由なく出席常でない者
  - ④ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 第67条 本学所属の建造物、図書、機械、器具等を毀損又は亡失した者に対しては、現品もしくは相当代価をもって賠償させることがある。

## 第7節 公開講座

- 第68条 本学において公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座に関する規則は別にこれを定める。

## 第8節 特待生

- 第69条 本学に学問研究の奨励を目的として特待生制度を置く。
- 2 特待生に関する規則は別にこれを定める。

# 第3章 学 部 規 則

## 第1節 文学部

### （教育課程）

- 第70条 文学部に別表第一に示す授業科目を置く。
- 第71条 前条の授業科目の配当及び授業時間数の配当は教授会において定める。
- （単 位）
- 第72条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- ① 講義及び演習については、15時間から30時間の講義又は演習をもって1単位とする。
  - ② 語学及び実験、実習、実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業レポートについては、学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認め、それぞれ8単位及び4単位とする。

(卒業の要件)

第73条 文学部は、第一年次から基礎科目、一般教育科目のほかに専門教育科目を履修せしめ、逐年これを増加する。

第74条 文学部を卒業し学士(文学)の学位を得るためには、本学を含む大学に4年以上在学し、次の単位を修得しなければならない。

単位 学科	卒業に必要な最低 修得単位	基礎科目	一般教育科目	外国語科目 保健体育科目	専門教育科目	その他
英語・英米文学科	各科共通  128単位	各科共通  4単位	各科共通	各科共通	各科共通  72単位以上	一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、自由選択科目の中から14単位以上
日本語・日本文学科			キリスト教についての科目 4単位以上	外国語科目中から8単位以上(英語I・4単位必修、ドイツ語・フランス語・中国語から4単位選択必修)		
			人間・社会についての科目 8単位以上	英語II及び保健体育科目から2単位以上		
			自然についての科目 4単位以上	合計 10単位以上		
			地域についての科目 2単位以上			
			教養演習 2単位以上			
			合計 28単位以上			

2 文学部の学生は1年間に48単位を越えて科目の登録をすることはできない。また、進級のためには1年間に少なくとも12単位以上を修得しなければならない。年次の修得単位数が12単位に満たない場合、その学生は原級に留め置かれる。なお、1年間に登録できる48単位の中に、資格に関する科目は含まれない。

3 2により進級できない文学部の学生については、所定の手続きにより本人及び主たる学費の支弁者へ、文書をもって通知する。

4 文学部の半期の休学者については、その年度における残りの在学期間において12単位以上修得していれば進級することができる。ただしこれは休学期間を在学していたものと認めるものではない。

5 卒業判定は原則として年度末であるが、文学部については卒業に必要な単位を修得していることを条件に、9月に卒業することができる。なお、通年開講科目の「卒業論文」については、前年度当該科目を登録している場合にかぎり、当該年度に継続履修し、前期で成績評価を受け、卒業判定を受けることができる。

第75条 文学部で開設する他学科の専攻科目は別表第一(第70条関係)⑥に規定する「他学科の専攻科目」となりうる。

第76条 文学部の卒業論文の題目及び研究計画は、卒業しようとする年度の始めまでに所定の手続きにより届け出なければならない。



(免許・資格)

第77条 教育職員免許状を得ようとする者は、第74条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。なお、教職に関する専門科目は別表第二に示すとおりとし、必修を含め中学校教諭1種免許状は33単位以上、高等学校教諭1種免許状は31単位以上を修得しなければならない。

2 教職課程履修に関しては、別に細則を定める。

3 文学部において取得できる教員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免 許 教 科
文学部	英語・英米文学科	中学校教諭1種免許状	英 語
		高等学校教諭1種免許状	英 語
	日本語・日本文学科	中学校教諭1種免許状	国 語
		高等学校教諭1種免許状	国 語

第78条 文学部で司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に基づく別表第三に示す科目及び単位を修得しなければならない。

第79条 文学部で学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則に基づき、本学で定める別表第四に示す科目及び単位のうち14科目以上、27単位以上を修得しなければならない。

第80条 文学部で社会教育主事の資格を得ようとする者は、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に基づき、本学で定める別表第五に示す科目及び単位のうち、13科目以上26単位以上を修得しなければならない。また、社会教育士（養成課程）を称するためには、別表第五の二に示す社会教育主事講習等規程第11条に規定された必修科目16単位及び社会教育特講科目から8単位以上を修得しなければならない。

第80条の2 文学部教員の指導を受けて特定の専門分野を研究することを希望する者があるときは、文学部の教育及び研究に支障がない限り、文学部教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

3 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、願い出によりその期間の延長を許可することがある。

4 検定料、入学金及び研究料は、別表第十一に示すとおりとする。

5 研究生の取り扱いについては、別に定める規定のほか、本学則第25条、第64条、第65条、第66条、第67条の規定を準用する。

第2節 社会福祉学部

(教育課程)

第81条 社会福祉学部で別表第六に示す授業科目を置く。

第82条 前条の授業科目の配当及び授業時間数の配当は教授会において定める。

(単 位)

第83条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

① 講義及び演習については、15時間から30時間の講義又は演習をもって1単位とする。

- ② 語学については、30時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 実験、実習、実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、社会福祉実習は45時間の授業をもって1単位とする。

(卒業の要件)

第84条 社会福祉学部は、第一年次から基礎演習科目、支援科目のほかに専門科目を履修せしめ、逐年これを増加する。

第85条 社会福祉学部を卒業し学士(社会福祉学)の学位を得るためには、本学部を含む大学に4年以上在学し、次の単位を修得しなければならない。

学 科	卒業に必要な最低修得 単位数	基礎教 育科目	社会福祉学支援科目	社会福祉専門教育科目
社会福祉 学 科	130単位	6単位	第1群 社会福祉学関連科目 14単位以上	社会福祉専門基礎領域科目 14単位以上
			第2群 社会科学系列科目 12単位以上	社会福祉実践領域科目 12単位以上
			第3群 総合科学系列科目 8単位以上	社会福祉分野領域科目 12単位以上
			第4群 外国語系列科目 4単位以上	社会福祉専門専攻領域科目 4単位以上
			合 計 52単位以上	合 計 72単位以上

(平成28年度入学生より適用)

学科	卒業に必要な最低修得 単位数	基礎教 育科目	社会福祉学支援科目	社会福祉専門教育科目
社会福祉 学 科	130単位	10単位	第1群 社会福祉学関連科目 14単位以上	社会福祉専門基礎領域科目 14単位以上
			第2群 社会科学系列科目 12単位以上	社会福祉実践領域科目 12単位以上
			第3群 総合科学系列科目 8単位以上	社会福祉分野領域科目 12単位以上
			第4群 外国語系列科目 4単位以上	社会福祉専門専攻領域科目 4単位以上
			小 計 50単位以上	小 計 50単位以上
上記に加えて、社会福祉学支援科目20単位以上、または、 社会福祉専門教育科目20単位以上 合計120単位以上				

- 2 社会福祉学部の学生は1年間に48単位を越えて科目の登録をすることはできない。なお、1年間に登録できる48単位の中に、資格に関する科目は含まれない。
- 3 卒業判定は原則として年度末であるが、卒業に必要な単位を修得していることを条件に9月に卒業することができる。

(免許・資格)

第86条 教育職員免許状を得ようとする者は、第85条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。なお、教職に関する専門科目は別表第七に示すとおりとし、必修を含め中学校教諭1種免許状は35単位以上、高等学校教諭1種免許状は27単位以上、特別支援学校教諭1種免許状は26単位以上を修得しなければならない。

- 2 教職課程履修に関しては、別に細則を定める。
- 3 社会福祉学部において取得できる教員免許状の種類は次のとおりとする。

学 部	学 科	取得できる教育職員免許状の種類	免許教科・領域
社会福祉学部	社会福祉学科	中学校教諭1種免許状	社 会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史
		高等学校教諭1種免許状	公 民
		特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病 弱 者

第87条 社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、第85条に規定の卒業の要件を充足し、かつ社会福祉士及び介護福祉士法に基づく別表第八に示す指定科目及び単位を修得しなければならない。

第88条 精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、第85条に規定の卒業の要件を充足し、かつ精神保健福祉法に基づく別表第九に示す指定科目及び単位を修得しなければならない。なお、精神保健福祉士国家試験受験資格の取得者は、20名以内とする。

### 第3節 看護学部

(教育課程)

第89条 看護学部別表十に示す授業科目を置く。

第90条 前条の授業科目の配当及び授業時間数の配当は教授会において定める。

(単 位)

第91条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 語学及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 実験及び実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(卒業の要件)

第92条 看護学部は、第1年次から看護教養科目、看護基礎科目及び看護実践科目を履修せしめ、逐年これを増加する。

第93条 看護学部を卒業し学士（看護学）の学位を得るためには、本学部を含む大学に4年以上在学し、次の単位を修得しなければならない。

学 科	卒業に必要な最低修得単位数	看護教養科目	看護基礎科目	看護実践科目
看護学科	124単位以上	20単位以上	28単位以上	76単位以上

- 2 看護学部の学生は1年間に48単位を越えて科目を登録することはできない。なお、1年間に登録できる48単位の中に、保健師選択制必修科目および臨地実習科目、臨地実習要件科目は含まれない。
- 3 卒業判定は原則として年度末であるが、卒業に必要な単位を修得していることを条件に9月に卒業することができる。

第94条 看護学部において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、看護師及び保健師の国家試験受験資格（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号））を取得することができる。

#### 第4章 大学院

（大学院）

第95条 本学に大学院を置く。その諸規定は、別に定める。

附 則

本学則は、1971（昭和46）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、1972（昭和47）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、1973（昭和48）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、1974（昭和49）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、1975（昭和50）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、1976（昭和51）年4月1日よりこれを施行する。1975（昭和50）年度以前より在学する者については、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、1977（昭和52）年4月1日よりこれを施行する。昭和51年度以前より在学する者については、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、1978（昭和53）年4月1日よりこれを施行する。

ただし、1977（昭和52）年度以前より在学する者については、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、1979（昭和54）年4月1日よりこれを施行する。

ただし、1978（昭和53）年度以前より在学する者については、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、1980（昭和55）年4月1日よりこれを施行する。

ただし、1979（昭和54）年度以前より在学する者については、改正後の別表第一（第19条関係）④3、第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、1981（昭和56）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、1983（昭和58）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、1984（昭和59）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、1985(昭和60)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、1986(昭和61)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、1987(昭和62)年4月1日よりこれを施行する。  
ただし、別表第六の入学検定料については、1988(昭和63)年度入学志願者から適用する。  
附 則  
本学則は、1988(昭和63)年4月1日よりこれを施行する。  
ただし、別表第六の入学検定料については、1989(昭和64)年度入学志願者から適用する。  
附 則  
本学則は、1989(平成元)年4月1日よりこれを施行する。  
ただし、別表第六の入学検定料については、1990(平成2)年度入学志願者から適用する。  
附 則  
本学則は、1990(平成2)年4月1日よりこれを施行する。  
ただし、別表第六の入学検定料については、1990(平成2)年度入学志願者から適用する。  
附 則  
本学則は、1991(平成3)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、1992(平成4)年1月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、1993(平成5)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、1994(平成6)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、1995(平成7)年4月1日よりこれを施行する。  
ただし、別表第六のうち入学検定料については、1996(平成8)年度入学志願者から適用する。  
附 則  
本学則は、1996(平成8)年4月1日より施行これをする。  
ただし、別表第六のうち入学検定料については、1996(平成8)年度入学志願者から適用する。  
附 則  
本学則は、1997(平成9)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、1998(平成10)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、1999(平成11)年4月1日よりこれを施行する。  
ただし、別表第七のうち検定料及び入学検定料については、1999年度入学志願者から適用する。  
附 則  
本学則は、2000(平成12)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、2001(平成13)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、2002(平成14)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、2003(平成15)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、2004(平成16)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、2005(平成17)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、2006(平成18)年4月1日よりこれを施行する。  
附 則  
本学則は、2007(平成19)年4月1日よりこれを施行する。

ただし、第43条については、2006（平成18）年度以前に入学した者についても適用する。

附 則

本学則は、2008（平成20）年4月1日よりこれを施行する。

ただし、別表第十一の入学検定料については、2009（平成21）年度入学志願者から適用する。

附 則

本学則は、2009（平成21）年4月1日よりこれを施行する。

ただし、第44条第2項については、2008（平成20）年度以前に入学した者についても適用する。

第93条第2項については、2008（平成20）年度以前に入学した者についても適用するものとするが、その単位数については、従前の第93条を適用する。

附 則

本学則は、2010（平成22）年4月1日よりこれを施行する。

ただし、第74条第5項については、2009（平成21）年度以前に入学した者についても適用する。

附 則

本学則は、2012（平成24）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、2013（平成25）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、2014（平成26）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、2015（平成27）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、2016（平成28）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、2017（平成29）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、2018（平成30）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、2019（平成31）年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、2020（令和2）年4月1日よりこれを施行する。